



八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立上柚木小学校
校長名 川合孝徳



令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を基調にして、互いの人格を認め合い、真理を追究し、心身共に健康でたくましく、心豊かな児童をめざして次の児童像を掲げ、その育成に努める。

- 明るくがんばる子【心身ともに健康で遊びや運動に親しむ子の育成】
- ◎ 仲よく協力する子【豊かな心、自他を価値ある存在として尊重する子の育成】
- よく考える子【確かな学力、自ら考え判断し行動できる子の育成】

令和8年度(2026年度)の重点目標を「仲よく協力する子」とする。自分が大切にされている、役に立っている存在である実感(自己有用感)をもたせ、他者を理解し、多様性を認め、尊重できる「自他を大切に思える態度」を育成する。学校に関わる全ての人がウエルビーイングを実感できる「自分の居場所と仲間との絆」が感じられる魅力ある学校づくりを推進すると共に、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と協力して社会を創る児童を育成する。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の向上

- ・はちおうじっこミニマムの確実な習得に向け、課題解決のための資質・能力と評価の観点を育み、共に学ぶことの楽しさを体験させ、主体的に学ぶ意欲を育成する。

○イ 豊かな心の育成

- ・児童一人ひとりの実態をきめ細かく把握し、道徳教育、人権教育、特別支援教育を充実させ、「自分と同じく大切な存在として認め、尊敬と敬意をもって接する」態度を育てる。

ウ 健やかな体の育成

- ・体験活動では授業のめあてを明確にして、諦めずに最後まで成し遂げる喜びを味わうことができるようにする。

エ 不登校児童への支援

- ・不登校児童への適切な対応に全教職員が連携して取り組み、不登校傾向が顕れた初期の対応に慎重かつ丁寧にすすめる。そして、児童や保護者の気持ちを汲み取り、寄り添いながら不登校解消へ向かうようにする。

オ いじめ防止等の取組

- ・一人ひとりの小さな変化を見逃さず、児童の社会的自立に向け、互いに認め合い、支え合う児童の育成を推進する。

カ 特別支援教育の充実

- ・多様な価値観の中で共生社会の実現をめざし、特別支援教育を通して児童一人ひとりの特性や生活上・学習上の困難さに応じた指導を行い、特別な支援や個別の支援を必要とする児童に適切に対応する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【上柚木中学校グループ(上柚木中、愛宕小、上柚木小)】

- ・上柚木中学校グループの学校が一体となって、義務教育終了時までの9年間で児童・生徒に「自己決定・自己実現」する力を育てる小中一貫教育を推進する。また、9年間を通じて育成すべき児童・生徒像を「自律・共生・創造」とし、この目標の達成に向けて、グループ内の連携・協働を基盤とした異年齢集団における活動を通じて、自己有用感を高めるとともに、人権感覚および言語感覚を養い、豊かな人間関係を構築する力を育成する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 探究的な活動や多様な表現活動の方法として1人1台の学習用端末を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びが実現できる授業改善を行うことで児童の資質・能力を育成する。
- ② 八王子市学力定着度調査や校内定着度テスト（算数科）の結果から、全教員で指導上の課題を共有し、校内研究やOJTの推進に活かして授業改善を図る。
- ③ 1人1台の学習用端末の特性を活かして、自他の考えを共有したり、学習経過を明確にしたりして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実した授業を実現するため、教員のICT活用能力の向上もめざす。
- ④ 専門性の高い教科指導や中学校教育への円滑な接続のために、学年や教科を選んで、多面的、多角的な児童理解の促進を果たす教科担任制を行う。
- ⑤ 遊びや運動の日常化による体力の向上と生活習慣の改善を図る体育健康教育を通して自らの課題に粘り強く主体的に取り組む態度と自他を尊重する豊かな心をもつ児童を育成する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域人材と協働した体験的活動、本市の特色である日本遺産の伝統文化を学ぶ郷土学習と各教科との関連を図り、計画的に実施する中で「八王子愛」を深める。
- ② 児童が、教科横断的に学習に取り組み、より良く課題を解決し、教科等で身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能をすすんで活用し、児童が創意工夫して課題を解決する力を身に付けさせる。さらに、学んだことを自己の生き方や自らの生活に活かして、改善しようとする態度を養う。

ウ 特別活動

- ① 学級活動では、個々の児童の活動の場を多く設定し、より良い生活づくりのために諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。また、児童会活動、クラブ活動を通してより良い学校生活づくりに参画する力を養い、学校行事を通して集団への所属感や連帯感を深め、楽しく活気ある学校づくりをすすめる。
- ② 異学年交流活動としてたてわり班活動を行い、児童一人ひとりの良さを発揮するとともに、互いに思いやる気持ちを育み、よりよい人間関係を築くことができる社会性を養う。
- ③ 集団宿泊的行事の事前学習や現地での活動を通して、豊かな自然や文化に触れ、児童の自主的活動を重視して達成感を味わわせる。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画及び別葉を活用し、「考え、議論する道徳」の充実を図る。さらに各教科等と道徳科との関連を図り、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践意欲と態度等の更なる育成に努める。
- ② 重点をおく内容項目を「親切、思いやり」「生命の尊さ」と設定し、道徳授業地区公開講座では、重点をおく内容項目を意識した授業実践を公開して、保護者・地域と意見交換を通して心の教育を推進する。
- ③ 自分なりの考えや解決方法を導き出させる授業を通して、自他を大切にできる受容と寛容、生命の尊さに気付き、気持ちの良いあいさつや礼儀を心掛け、互いを思いやり、助け合いながら明るく学校生活を送ろうとする心情を育む。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を見通した「キャリア教育全体計画」に基づき、地域課題としてのまちづくりの視点で課題解決できるようにする。中学校における義務教育最終段階での目標とする姿へつながるよう、地域に生き、地域を支える一員としての、実践的な課題解決能力を育む。
- ② 家庭や地域社会との連携を図りながら、実社会との接続を意識した体験的な学習活動を通して、働くことの意義や社会との関わりを「自分ごと」として捉えられるようにする。こうした活動を教育活動全体に位置付けることで、望ましい勤労観や職業観の育成をめざし、生涯にわたって学び続け、社会の一員として自立して生きていくための意欲と態度を育てる。
- ③ 学級や学校での生活をより良くしていく取組や自己を活かそうとする活動について「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用して自己を振り返り自身の変容を実感させる。

(4) 特別支援教育

- ①学校生活支援シートや連携型個別指導計画の活用、特別支援教室、スクールカウンセラー、家庭や地域等と連携し特別支援教育コーディネーターを核とした組織的な支援体制を構築する。
- ②ユニバーサルデザインを実施し一人ひとりの支援ニーズに応じた指導や合理的配慮を行う。
- ③都立特別支援学校との副籍交流や巡回指導教員による理解・啓発教育を計画的に実施することで、障害理解教育の充実を図り、個性を尊重する態度を養う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①学校の約束「よくわかる上柚木小学校」や中学校グループ共通の「上柚木地区スタンダード」を児童及び保護者に周知し、家庭と連携して児童の規律ある生活態度と遵法精神を養う。
- ②関係機関と連携して、SOSの出し方に関する授業、セーフティ教室、薬物乱用防止教室等を実施することで、児童が自分自身の安全を自分で守ろうとする態度を醸成する。
- ③「八王子市教育委員会『生命(いのち)の安全教育』」を通して児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならずに、より良い人間関係を構築する態度を養う。

イ いじめ防止等の取組

- ①「学校いじめ防止基本方針」に則り、アンケート内容の確認、Q-U等を用いた児童理解、スクールカウンセラーとの連携等、いじめの早期発見、解消に努める。
- ②いじめ対応のための時間として、毎週金曜日の6校時に学校いじめ対策委員会を設定し、児童の実態や課題、相談できる大人についてなど、毎月の生活アンケートを集計・記録し、保護者との連携や関係諸機関との連絡を密にして、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- ③「八王子市いのちの大切さを共に考える日」における「生命の尊さ」を共通項目とした道徳科の授業やいじめ防止に関する授業(年3回)を通しいじめを許さない気持ちを育てる。

ウ 不登校児童への支援等

- ①個票システムを活用し不登校及び不登校傾向の児童を早期に把握する。2名の登校支援コーディネーターを核とした月1回の登校支援校内委員会で、未然防止等、個別の状況に応じた情報共有に基づく支援を組織的に実施する。
- ②登校支援校内委員会と保護者、及び、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら相談や支援の体制を整え、社会的自立に向けた取組を実施する。

(6) 学力保障の取組

- ①「はちおうじっ子ミニマム」を活用して、個別に子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりに応じた基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した上柚木中学校グループの取組

- (取組1)上柚木中学校の生徒による学習ボランティア活動である「サマースクール」を通し、基礎的・基本的な学力の定着を図る。はちおうじっ子サミットや職場体験報告会などの児童・生徒の直接交流により中学校生活への見通しと将来への希望をもたせる
- (取組2)「学力定着プロジェクト」を編制し学力保障のための学習スタンダードを検討する。
- (取組3)生活指導等の課題及び特別な支援について熟議することで、課題解決への方策を立てる。
- (取組4)「地域の子どもは地域で育てる」意識のもと、上柚木クリーン活動、上柚木夏祭り等、上柚木音楽フェスティバル等の行事を上柚木中学校区の保護者・地域と合同で行う。

イ 学力向上の取組

- ①始業前の朝学習の時間や家庭学習で1人1台の学習用端末を活用しドリル型学習コンテンツに取り組みさせることで、日常的な活用習慣の確立し、はちおうじっ子ミニマムに反映させる。
- ②放課後子ども教室の学習教室や学校運営協議会が主催の漢字・算数検定及び英語検定への積極的な受検を推奨することで、児童の学習意欲を高める。

ウ その他

- ①情報活用能力系統表をもとに目標を明らかにし、系統的な情報リテラシー教育を推進することで、安全に情報社会と接するためのスキルを身に付けることができるようにする。
- ②連携する保育園・幼稚園と「保・幼・小の架け橋期カリキュラム」を低学年の指導に活かす。
- ③上柚木夏祭り、上柚木音楽フェスティバル等の行事における児童の地域活動について、適切に評価し通知表に記入する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	1	19	21	20	19	15	18	17	204
2	18	18	22	17	1	19	21	20	19	15	18	17	205
3	18	18	22	17	1	19	21	20	19	15	18	17	205
4	18	18	22	17	1	19	21	20	19	15	18	17	205
5	18	18	22	17	1	19	21	20	19	15	18	18	206
6	18	18	22	17	1	19	21	20	19	15	18	17	205
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は始業式に出席しないため1日減。 ・夏季休業日を7月25日から8月30日までとする。 ・第1・2・3・4学年は卒業式、第6学年は修了式に出席しないために1日減。 ・10月1日の都民の日を授業日とする。 ・11月21日は振替休業日を実施しない土曜授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会 活動	児童会集会活動	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		26 1/3	27	26	38 1/3	46 2/3	61 1/3
学級・学年裁量の時間		48	20	21	3	4	6

イ 1単位時間

- ・1単位時間は45分とする。
- ・クラブ活動は、1単位時間を60分とし、12回実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・5月1日は離任式のため、第2・3・4・5・6学年は1時間増加時数をとる。
- ・5月15日は運動会係児童打合せのため、第5・6学年は1時間増加時数をとる。
- ・5月20日はこころの劇場のため、第6学年は1時間増加時数をとる。
- ・6月29日は中学校部活動体験のため、第6学年は1時間増加時数をとる。
- ・12月7日は中学生職場体験報告会のため、第6学年は1時間増加時数をとる。
- ・2月3日はクラブ活動見学、2月17日はクラブ活動発表のため、第3学年は2時間増加時数をとる。
- ・3月19日は卒業式予行のため、第5・6学年は1時間増加時数をとる。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・第3・4・5・6学年で総合的な学習の時間の調査活動（郷土学習に関すること）を10時間位置付ける。
- ・第3学年「かいこを育てよう」
- ・第4学年「高尾山について調べよう」
- ・第5学年「八王子の産業・農業」
- ・第6学年「なるほどザ日光（八王子市と日光市の関わりや歴史の違い）」

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・毎週火曜日・金曜日は朝の時間に「朝学習」を15分間とり、ドリル型学習コンテンツを活用して各教科の補充や朝読書を行う。

カ その他

- ・第1・2学年で各7時間、「学級・学年裁量の時間」で外国語活動を実施する。